

議案第 8 号

太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

太宰府市長 楠田大蔵

理 由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正等に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

# 太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例

〔令和　　年　　月　　日  
　　条　　例　　第　　号〕

太宰府市公文書館条例(平成 25 年条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「個人、法人又は団体等」を「法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人」に改める。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限することができる。

(1) 当該資料に太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号）に規定する非公開情報が記録されていると認められる場合（当該情報が記録されている部分に限る。）

(2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けているものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

第 6 条第 3 項を削る。

第 7 条の見出し中「基準等」を「例外」に改め、同条中「前条第 2 項第 2 号」を「前条第 2 項第 1 号」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。